
平成25年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 1 月 会 議 会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

平成25年 1 月 24 日 午前10時00分開会 (開議)

日程第1	会議録署名議員の指名	18番 牧永 護 19番 中田 恭一
日程第2	会期の決定	195日間 決定
日程第3	審議期間の決定	1日限り 決定
日程第4	諸般の報告	議長 報告
日程第5	報告第1号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	企画振興部長 説明、質疑 報告済
日程第6	議案第1号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	総務部長 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第7	議案第2号 壱岐市敬老祝金条例の一部改正について	市民部長 説明、質疑 厚生常任委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (19名)

1 番 久保田恒憲君	2 番 呼子 好君
3 番 音嶋 正吾君	4 番 町田 光浩君
5 番 小金丸益明君	6 番 深見 義輝君
7 番 町田 正一君	8 番 今西 菊乃君
9 番 市山 和幸君	10番 田原 輝男君
11番 豊坂 敏文君	13番 鶴瀬 和博君
14番 榊原 伸君	15番 久間 進君
16番 大久保洪昭君	17番 瀬戸口和幸君
18番 牧永 護君	19番 中田 恭一君
20番 市山 繁君	

欠席議員 (1名)

12番 中村出征雄君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	桝崎 文雄君	事務局次長	米村 和久君
事務局係長	吉井 弘二君	事務局書記	村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	堀江 敬治君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	後藤 満雄君
教育次長	堤 賢治君	消防本部消防長	小川 聖治君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

午前10時00分開会

○議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に御報告いたします。沓岐日々新聞社ほか2名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

中村出征雄議員から欠席の届けがあります。ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成25年沓岐市議会定例会を開会します。

これから、議事日程表（第1号）により1月会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（市山 繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、18番、牧永護議員、19番、中田恭一議員を指名いたします。

日程第２．会期の決定

○議長（市山 繁君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、去る１月１１日に議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員会委員長に対し、協議結果の報告を求めます。鵜瀬議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

○議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成２５年壱岐市議会定例会の会期日程（案）、１月会議の審議期間及び議事運営について協議のため、去る１月１１日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告します。

本定例会の会期日程案につきましては、本年は市議会議員の任期満了の年でありますので、壱岐市議会基本条例第４条第１項のただし書きの規定により、本日から任期満了日の８月６日までの１９５日間とする旨、申し合わせをいたしました。また、定例会１月会議の審議期間については本日１日間とすることといたしました。

１月会議に提案されます案件は、報告１件、条例の一部改正、その他１件の合計３件となっております。

本日は、会期の決定、議長の報告の後、本日送付された議案の上程、説明を受け、審議、採決を行います。議案第２号については所管の委員会へ付託をするようにしております。

以上が、平成２５年壱岐市議会定例会の会期日程（案）、１月会議の審議期間及び議事運営内容であります。

通年議会も２年目に入りました。円滑な運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から８月６日までの１９５日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から８月６日までの１９５日間と決定いたしました。

日程第３．審議期間

○議長（市山 繁君） 日程第３、審議期間の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。１月会議の審議期間につきましては、先ほどの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日１日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、1月会議の審議期間は、本日1日と決定いたしました。

日程第4．諸般の報告

○議長（市山 繁君） 次に、日程第4、諸般の報告を行います。

私から報告を申し上げます。

平成25年壱岐市議会定例会1月会議に提出され、受理した議案等は3件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いいたします。

次に、系統議長会であります。

去る1月16日から18日に長崎県市議会議長会の行政調査が沖縄県那覇市において行われ、基地の問題、世界遺産登録の流れなどについて調査が行われました。

キャンプハンセン、ホワイトビーチにおいて、基地の抱える諸問題について説明を受けました。

また、世界遺産である織名園、勝連城跡においては、世界遺産登録の流れなどについて研修を行いました。

以上のとおり系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

また、1月9日、市役所郷ノ浦庁舎において開催された平成24年度第3回壱岐市航路対策協議会に出席をいたしました。

今回の内容は、燃料油価格変動調整金、いわゆるバンカーサーチャージについて、九州郵船よりの説明でした。基準となる平成24年10月分の原油価格が上昇したことにより、平成25年2月から4月末までの利用について、博多・壱岐間240円、唐津・壱岐間90円となるが、御理解を願いたいとのことでございました。

次に、今定例会1月会議において議案等説明のため、白川市長初め教育委員会委員長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承をお願いします。

以上で、私からの報告を終わります。

ここで白川市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日、ここに平成25年壱岐市議会定例会の開会及び1月会議の開催にあたりまして、御挨拶を申し上げます。

本年も議員各位、そして市民皆様の御理解、御協力を賜りながら、全力で市政運営にあたって

まいります。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、国政におきましては新たな政権、自・公連立政権のもと、景気対策を柱とした緊急経済対策に向けた補正予算の編成等、新たな政策が展開されております。離島振興関係につきましても改正離島振興法の施行前に、予算を含めた政策内容の協議等、活発に行われており、先般、1月17日でございますけれども、全国離島振興協議会において離島振興予算の獲得に向けた要望活動を行ったところであります。

今後とも、アンテナを高く国政の状況を常に注視し、その動向を見極めながらチャンスを見逃すことなく果敢に取り組んでまいります。

また、壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入の件につきましては、これまで御報告してまいりましたが、病院企業団加入にあたっての課題について、昨年11月発足いたしました市民病院経営健全化プロジェクト会議や県病院企業団の助言を受けながら、組織の見直し、業務の効率化など、その解決に向け全力で取り組んでおります。残された課題を1日も早く整理、解決し、病院企業団加入に向け全身全霊をかけて、必ず実現してまいる決意でございます。

関連いたしまして、来る2月6日に、長崎県病院企業団の米倉企業長様をお迎えし、「これからの壱岐市民病院を考える」と題しての御講演を初め、地域医療の専門家2名の方に御講演をいただく壱岐市民病院市民フォーラムを開催することといたしました。これは、市民皆様に地域医療、そして市民病院のあり方等を御理解いただく上で、大変有意義なものでございます。

御講演を快諾いただきました米倉企業長様を初め、御講演をいただく皆様に、心から感謝を申し上げます。

この壱岐市民病院市民フォーラムは、2月6日水曜日午後6時30分から、壱岐文化ホール中ホールで開催いたします。ぜひ多くの市民皆様に御来場いただきますよう、御案内を申し上げます。

さて、本日提案いたしております案件につきましては、損害賠償の額の決定に伴う専決処分 of 報告1件、議案として、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、及び壱岐市敬老祝金条例の一部改正についての2件、合計3件でございます。詳細につきましては担当部長から説明させますが、慎重な御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。平成25年壱岐市議会定例会の開会及び1月会議開催に対しましての御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第5．報告第1号

○議長（市山 繁君） 次に、日程第5、報告第1号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日の報告及び議案の上程につきましては、担当部長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） 堀江企画振興部長。

〔企画振興部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○企画振興部長（堀江 敬治君） 報告第1号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び苓崎市議会基本条例第11条第1項第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び苓崎市議会基本条例第11条第2項の規定により報告をいたします。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。専決第1号、専決処分書、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び苓崎市議会基本条例第11条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分をする。平成25年1月18日専決でございます。

損害賠償の相手方、北九州市小倉北区の法人でございます。損害賠償額9万493円、損害賠償の理由でございますが、平成24年12月12日午前9時30分ごろ、苓崎市勝本町布気触977番地の敷地において、損害賠償の相手方である法人の社員が運転する自動車がサンドーム苓岐駐車場へ進入する際に、駐車場内の歪曲した状態にあった車止めポールに接触をし、当該車両を損傷させたためでございます。

なお、損害賠償額の9万493円につきましては、全額保険で対応ということになっております。

以上で、専決処分の報告を終わります。

〔企画振興部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） これから報告第1号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。榊原議員。

○議員（14番 榊原 伸君） 専決問題でございますので、それはいいとしまして、この問題について全員協議会でもありましたけども、どう見ても、あれは前方不注意と、私は判断しておりますが、一般の道でも障害物ちゅうのはいつあるかわかりません。そういうときに、私は、これは初期の対応がまずかったのではなかろうかと、今感じておりますが。

そこでですが、あそこのポールは地中から引き出す方式ですね。違ったですかね。あれじゃ

なくてチェーン方式にして、今、どういう管理されているのか、まずお尋ねしますけども。朝、例えば、そこが屋外競技場があるから駐車場として利用しているということでございましたが、どなたかが管理される方が行って、そのポールをおろして、そして時間がきたら、それを上げて駐車場を閉鎖しているのか、その件をまず1点。

それから、今度、故障してなおすのに、もうなおしたとか知りませんが、多額の金がかかります。そうした場合は、チェーンのほうがいいような気がしますけども、その辺、2点についてお尋ねいたします。

○議長（市山 繁君） 堀江企画振興部長。

○企画振興部長（堀江 敬治君） 榊原議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、現状につきましては、あそこの駐車場に入る入り口でございますが、ポールが3本あるわけでございます。しかしながら、通常は、屋内競技場がありますので、そこを利用する駐車場としておりますので、ポールは通常下げた状態にあります。

そういったことで、今回の事故につきましては、何らかの理由で、いたずらかわかりませんが、ポールが一旦引き抜かれて、それが折り曲がったというような状況であります。

それから2点目のチェーンにしたらいいかというようなことでございますが、この辺につきましても、管理も含めてでございますが、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（市山 繁君） 榊原議員。

○議員（14番 榊原 伸君） その損傷した部分は、まだ修理をしてないわけ、もう修繕されてる。

○議長（市山 繁君） 堀江企画振興部長。

○企画振興部長（堀江 敬治君） 損傷した部分については、修繕は終わっていると思っております。それが15万円ぐらいかかっております。

○議長（市山 繁君） いやいや、ポールの、ポールの。

○企画振興部長（堀江 敬治君） ああ、済いません。失礼しました。（発言する者あり）
（「ポールはしちよってですか」と呼ぶ者あり）

ポールは、修理は終わっております。

○議員（14番 榊原 伸君） 終わります。

○議長（市山 繁君） ほかにございませんか。町田正一議員。

○議員（7番 町田 正一君） この間ずっと、もちろん基本条例にもものつとるわけなんで、専決処分については、これはもちろん市長の専権事項として当然認めておるわけですが、この間非

常に、専決処分、特に損害賠償についての専決処分が非常に多いですね。今回も。

私も、側溝ぶたがぐらぐらしとるからちゅうてから、人通りが多かったんで、市のほうに連絡したら、職員がすぐ来て、すぐその日にコーンを立ててくれました。そういうことをしとけば、実は、これは何も問題なかったんですよね。コーンまで立てて、それでもぶつかっていったら、こんなもん壱岐市が損害賠償なんか払う必要ないんです。

今回の分については、ちょっとお聞きしたいんですが、壱岐市の損害賠償審査会を開いて、市の過失は60%としたちゅうこと、この60%というのは、要するに12月の10日に発見して、そういうふうに歪曲しとるというのを発見して、ぶつかるまで、安全ていうか、セーフティーコーンなりを設置するなりの安全措置を怠ったということで、市の過失割合が60%あるということですか。そこをちょっと。

○議長（市山 繁君） 堀江企画振興部長。

○企画振興部長（堀江 敬治君） 損害責任の割合でございますが、今議員言われるように、その部分も入っておると思いますが、まず、責任分担割合でございますが、壱岐市が変形ポールに対する施設管理者としての安全管理責任、これが50%から60%あるということで、損害保険会社のほうから参考事例をもとに届いております。

以上でございます。

○議長（市山 繁君） 町田正一議員。

○議員（7番 町田 正一君） 部長、じゃあ例えば、誰かがいたずらでポールを夜中に出して折り曲げて、その後、その夜中にぶつかったと、車が、そのときも同じように市が賠償責任を負わないかんわけですか。

○議長（市山 繁君） 堀江企画振興部長。

○企画振興部長（堀江 敬治君） 保険会社の判例によりますと、やっぱり市のほうにもそういった、市の施設であれば過失割合はあるということで判断されるものとは思っております。

○議長（市山 繁君） 町田正一議員。

○議員（7番 町田 正一君） 違いますよ。市の管理地やから過失割合が全部あるわけじゃないとです。そらそうでしょう。駐車場に、お互いに車が接触したとか、駐車場で、例えば盗難事件があったとか、車に空き巣が入ったと、じゃあ、そこは市の管理地じゃからちゅうて市が出すわけじゃないでしょうが、それは状況に応じてやるとですよ。

だから、損害保険会社が払うから市の負担はないとかじゃなくて、僕も、実は榊原さんが言うごと朝の9時何分に、車、あそこに、駐車場に乗り入れて曲がるとるポールにぶつかったからといって、何で市が60%も損害賠償責任があるとかと、正直言って思いますけれども、この損害賠償審査会ちゅうのは、これは構成メンバーはどういうふうな形になっといいますか。

○議長（市山 繁君） 中原副市長。

○副市長（中原 康壽君） ただいまの件につきまして、御答弁を申し上げたいと思います。

賠償等審査委員会ということがございまして、私が委員長ということで、部長会と同じ14名で開催をいたしております。

○議長（市山 繁君） 町田正一議員。

○議員（7番 町田 正一君） 中原副市長をトップとして14名の、だから部長がおられるわけですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それはそうですよね。そしたら当然、外部審査委員なんか当然入っておられないわけですね。賠償についての専門家とか法律の専門家なんかは、当然、市町村会なんかも弁護士がおられますけども、そういった面についての調査とかされたんですか。

僕は、こんなことが事例になりよったら、今後、壱岐市の管理地で何かあるたびに、全て壱岐市が責任持たないかんごとなるとです。僕もそれを心配しとるとです。

今、国もあって……全体……道路が……壱岐市だって、側溝ぶたとか、そんなんもう、道路のでこぼことか、そんなんまで全部、これ壱岐市の管理責任問われるようになったら、そのたびに事故起こったりとかなんだりしよったら、大変なことになりますよ。

だから、僕は、こういう安易なことをするなと、安易な賠償をするなと言いたいとです。

ぜひ、今後は、これはもうぜひ、僕は注意していってもらいたいと思います。本当に、いやあ保険会社から金が出るんやから、壱岐市に直接負担ないとやけん、まあとりあえず払うとけど、そういうふうな態度に、正直言ってこの間見えます。僕は、それは非常に危惧しております。ぜひ、今後は慎重に賠償判断をしてもらいたい。場合によっては、裁判所で争ってもいいとですから。行政が、ぜひ、市長はそこまで含めて、僕はやってもらいたいと思います。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今、御指摘のとおりだと思っております。ただ、一番の問題は、今回は確認をしておって、そこに何の対策もとっていなかったということが、最大の過失であったと思っております。

したがいまして、町田議員おっしゃいますように、あるいは榊原議員おっしゃいますように、やはりその事象が発現した場合は、直ちにその対策を講じるということについて、しっかりと反省をいたします。

○議長（市山 繁君） 町田正一議員。

○議員（7番 町田 正一君） 僕は、市の職員でも、僕、連絡したらすぐ来てくれて、すぐその場で連絡して、セーフティーコーンをすぐつけてくれた職員もおります。非常に交通量が多いから、それこそ危ないと思って、すぐ連絡したら、すぐ飛んで来てくれました。そういう職員もおるんですから、ぜひ、議員が言うたらすぐやってくれる、普通の人言うたらやってくれんとか、

まさかそんなことはないと思いますけども、ぜひ、セーフティーコーンをつけるぐらいは、それこそそんなもん5分か10分あったら済むことですから、それはもう注意力が欠けるとしか思えません。

今後は、ぜひ注意してもらいたいと、市長のほうからもお願いします。

○議長（市山 繁君） ほかにございませんか。音嶋議員。

○議員（3番 音嶋 正吾君） 今、同僚の2議員からも質疑がございましたが、この竜崎市損害保険審査委員会の委員長として、どのような立場で、こういう事案に向かっていかれようとしておるか、そして、やはり行政が、最終的に、何かあれば被害者になる。保険が出るから対応すると、そういう安易な考えというのは、まかり通らないと思うわけです。かなりそうした、いわゆる想定される要因があると思うんです。

ですから、今後、審査会の機能の見直し、今、町田議員から御指摘がございましたように、やはり弁護士等、外部審査委員を入れて審査会の拡充を図るべきと思いますが、現委員長としての見解を賜ります。

○議長（市山 繁君） 中原副市長。

○副市長（中原 康壽君） ただいま提案がございましたように、今後は、こういった問題が起きた場合は、顧問弁護士等も相談をしてやっていきたいと、そのように思っております。

今までは、交通事故という物損事故、車同士の物損事故が損害賠償に出ておったわけですが、今回のように安全対策にスムーズな対応ができてなかったために、こういったことが出ました。こういうことを、改めて再確認をいたしまして、今後は、そういった弁護士等も使って協議をしてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（市山 繁君） 音嶋議員。

○議員（3番 音嶋 正吾君） そのように思います。そして、それぞれにもう少し自己管理をしていただきたい。例えば、この前の事案で、農協に行って、職員が他の車にぶつけて、それも保険の対象になったという、いわゆる自己責任というのを、明確にしていきたい。

今回の場合でも、損害保険会社が四分六の過失割合であろうということで、これだけの支出をしております。4割が自己負担であろうと思いますが、審査会としても、それくらいにきちっとした過失割合を認定できるように、確かな組織にしていきたいと、そのことを要望いたしておきます。

答弁は要りません。

○議長（市山 繁君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、報告第1号に対する質疑を終わります。

私からもお願いしたいと思いますが、今、いろいろ意見があっておりますとおり、安全対策については、市も十分な対策をしていただきたいと思いますし、事故の取り扱いにつきましても、慎重に取り扱っていただきたいと思います。

これで報告を終わります。

日程第6．議案第1号

○議長（市山 繁君） 日程第6、議案第1号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） おはようございます。

それでは、議案第1号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成25年3月31日をもって、長崎縣市町村総合事務組合から松浦地区火葬場組合を脱退せしめ、長崎縣市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更することについて議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、平成25年3月31日をもって松浦地区火葬場組合が解散することに伴い、長崎縣市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるものでございます。

松浦地区の火葬場組合は、昭和37年に北松南部火葬場組合として発足し、その後、平成6年4月に松浦地区火葬場組合となったところでございます。合併等によりまして、現在では、平戸市と松浦市の2市で構成されております。

平成23年7月に平戸市から組合管理者の松浦市長へ組合脱退の申し出がなされ、平成25年3月31日をもって、組合を解散するところとなったところでございます。

組合職員は1人おられますが、今年度末で定年退職となり、施設は松浦市が承継することとなっております。

次のページをお開きください。長崎縣市町村総合事務組合の規約を一部変更する規約でございます。別表1を次のように改めるものでございます。

別紙で説明をさせていただきたいと思います。議案関係資料1ページをお開きいただきたいと思います。左が現行で、右が改正案でございます。ご覧のように改正案は、組織する組合市町村13市8町と11の組合などの32団体でございます。

次に、別表第2についても新旧対照表で御説明をさせていただきます。改正案、組合の共同処理する事務と団体でございますが、3条第1号に関する事務、これは退職手当に関する事務でござ

ざいます。

それから、資料２ページをお願いします。第３条第９号に関する事務、これは非常勤職員の公務災害補償に関する事務でございます。

次に、資料の３ページをお願いいたします。一番下のほうになりますけれども、第３条第１３号に関する事務、これは職員の研修に関する事務でございます。

この３つの事務を共同処理しておりましたので、所要の改正を行おうとするものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成２５年４月１日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第１号の説明を終わります。

御審議の上、御決定いただきますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） これから議案第１号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第１号については、会議規則第３７条第２号の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、議案第１号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第１号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第１号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については原案のとおり可決されました。

日程第７．議案第２号

○議長（市山 繁君） 次に、日程第７、議案第２号壱岐市敬老祝金条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。川原市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

○市民部長（川原 裕喜君） 皆さん、おはようございます。

議案第2号壱岐市敬老祝金条例の一部改正について、御説明をいたします。

壱岐市敬老祝金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、敬老祝金の支給について、長寿高齢化社会の到来及び市の財政事情に応じた支給を行うために、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。壱岐市敬老祝金条例の一部を次のように改正するものでございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。説明資料といたしまして、資料1のページ4から6ページに新旧対照表を配付しておりますので、この資料に基づき御説明をさせていただきます。

それでは、資料1のページ4をお開きください。壱岐市敬老祝金条例の新旧対照表の右側が現行で、左側が改正案でございます。

現行の壱岐市敬老祝金条例の一部について、第2条の見出しにつきましては、内容を勘案し「祝金の支給」を「支給対象者」に改めまして、次に、第3条支給の決定、第4条祝金の額、第5条祝金の支給期間及び支払期月、第6条受給権の消滅、第7条未支給の祝金、第8条譲渡等の禁止、第9条不正利得の返還については、別途定める壱岐市祝金条例施行規則において必要な事項を指定することとするため、第3条から第9条まで削除を行い、条例に必要とされる支給に関する事項を第3条に「祝金は、予算の範囲内において支給する。」と指定し、第10条に規定する委任に関する事項につきましては第4条とし、規定する改正を行うための条例でございます。

附則といたしまして、この条例は25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

失礼しました。左側が現行で、右側が改正案でございます。失礼をいたしました。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

○議長（市山 繁君） これから議案第2号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。豊坂議員。

○議員（11番 豊坂 敏文君） 4条から以降については、規則なり、条項なり、別途定めるということになっているわけですが、現在の高齢化社会に伴うということが原因ということに、これは提案理由になっておりますが、昨年の9月1日現在の状況とか、あるいは今年の80歳以上の状況、あるいは10年後の状況等が、どういう変革になるか、そういう実数についてお知らせを願いたいというふうに思います。

あと、ほかの必要な事項は別途定めるですから、支給規則なり、要綱が作成されるということとはわかりますが、どういう実態になっているか、あるいは定額が予算の範囲内ということであれ

ば、4,000円という場合もあり得るわけで、6,000円ということはあり得ないと思いますが、そういう実態を、どういう実態になるかお願いをいたします。

○議長（市山 繁君） 川原市民部長。

○市民部長（川原 裕喜君） ただいま豊坂議員の御質問に対しまして、お答えをいたします。

平成24年度におきましては、3,531名の支給を行っております。これは条例の中で80歳以上、毎年5,000円、一人5,000円を支給しておりまして、金額といたしまして、支給額が1,765万5,000円というふうになっております。

来年度の支給の予定額なんですけれども、310人増加となりまして3,841人という予定人数を見ております。

それで、先ほど言われましたように、4,000円として仮定した場合の金額が支給額1,536万4,000円というふうになりまして、4,000円となった場合に比較したときに、200万円ぐらいマイナスとなるというような状況でございます。

それで、今回の改正は、先ほど提案理由で申し上げました長寿高齢化社会ということで、市の財政事情とも勘案いたしまして、その3条内に「予算の範囲内において支給する」というふうになっておりますけれども、現在、今、先ほど言いましたように一人5,000円となっておりますけれども、これが財政がかなり厳しい状況になるときは5,000円が4,000円に減額になったり、景気がよくなれば、財源の確保が得られれば、5,000円から6,000円に増額となったりできるように、3条において「祝金は、予算の範囲内において支給する」というような考えで、今度提案をしております。

以上でございます。

○議長（市山 繁君） 豊坂議員。

○議員（11番 豊坂 敏文君） この3条の予算の範囲内というのは、一番低迷しやすい内容です。幾らやってもいいわけですから、2,000円という場合もあります。ただ、本題の中で、今質問の中で、まだ答弁が出てないのが、10年後の状況ちゅうのはどうかちゅうものを聞いたわけですが、それは返答があっておりませんが。

まず、財政状態が云々ということであれば、まず、検討されたかどうかで結構ですが、年齢の引き上げ等は検討されたかどうか、その点だけお願いします。

○議長（市山 繁君） 川原市民部長。

○市民部長（川原 裕喜君） 今回の条例の提案の中では、年齢につきましては80歳という考えで提案をいたしております。

それで、ここでちょっと調べた内容で言いますと、先ほど平成25年度は3,841人、27年は3,867人、予定です。それから平成32年は3,840人、それと5年後、37年に

3,721人、平成42年には3,493人という内容でございます。

以上です。

○議長（市山 繁君） 中田議員。

○議員（19番 中田 恭一君） 質問と御意見を申したいと思っておりますが、この条例につきましては、たしか何年か前に改正案が出まして、委員会で否決がされておると思います。

それで、この変更を見てみますと、非常に執行部に都合のいい変更にししか聞こえんわけです。今までは80歳以上で、祝い金の額が5,000円と条例にうたってあります。これを予算の範囲内で規則で定めるとなれば、金額を変えるにしろ、議会に承認を得ずに執行部で判断して変えられるちゅう状況になっております。ということは、非常に、議会を免れるような議案の変更に思えてならんとです。

それで、今も人数を聞いていますと1,765万円、昨年払って、4,000円にすれば1,500万円ぐらいですかね。200万円ぐらいの差額です。もちろん財政厳しいと思いますが、せっかく高齢者の方が今まで頑張ってきてもらってるお祝金を、200万円を減らすために4,000円、非常に。もっと節約するところあると思うんです、まだ。文句の言えない弱い人から先にやるのじゃなくて、もう少し別のほうから削減をしていって、それでも頑張っておるけど申し訳ないが下げさせてくれろというような対応ならいいですけども、こういうやりよいとこからどんどんどんどん、4,000円にすぐは下げないとは言わっしゃるでしょうけども、今年は下げんでも来年は多分下げさっしゃると思いますので、今の部長の答弁を聞いておりますと。

非常に、議会逃れの条例の変更のように思えるわけですが、その辺どうでしょうか。

○議長（市山 繁君） 川原市民部長。

○市民部長（川原 裕喜君） 今、中田議員の御質問に対して、お答えをいたします。

前回、平成21年3月に節目の支給の内容を提案しております。経緯といたしまして、以前は満77歳以上の方に5,000円の支給でありました。そして、平成18年から、今現在の80歳以上の方に支給というふうになったわけでございます。それと、21年の3月の定例会におきまして、対象者及び金額を、節目ということで喜寿で5,000円、米寿で1万円、卒寿で1万円の節目支給の内容の、経過措置の内容はあるわけですが、そういう内容を提案をいたしまして議会で否決というような内容になっているところでございます。

先ほどから言いますようにいろんな財政事情等もあるわけですけども、平成26年からは、ずっと5年間、段階的に交付税等も下がりまして20億円程度の財源が不足になってくるわけでございます。そういう内容も考えた内容でありますけれども、財源確保を図る意味からでも、そういう内容で進めていきたいということで提案をいたしております。

それで、規則で支給関係につきましては5,000円を4,000円にしたり、5,000円を

6,000円にしたりというような内容で提案をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（市山 繁君） 中田議員。

○議員（19番 中田 恭一君） 今、部長の説明は十分わかっておるつもりでございます。ただ、議会逃れに見えると、弱い者いじめにしか見えませんよというのが、僕は言っているだけで、理由はわかります。26年から交付税も減ってくるのは。

議会逃れのためと弱い者いじめが、僕は一番納得ができんというのを言っとるわけですから、これは部長では答えにくいでしょうから。

○議長（市山 繁君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 規則は、議会の承認を得ないというようなことで、今、中田議員御指摘のあったことでございますけれども、実は、福祉というのは、今からどんどんどんいろいろなメニューが増えると思うんです。ですから、今、中田議員のおっしゃったことは、しっかり受け止めさせていただいて。

例えば支給額に変動があったといたしましても、福祉の、老人福祉の、高齢者福祉の総額には、やはりちゃんと確保していくというような気持ちで対処していきたいと思います。

やはり、スクラップ・アンド・ビルドということもございますけれども、スクラップするわけじゃございませんけれども、やはり福祉、老人福祉、高齢者福祉の総額については、しっかりやっぱり守っていくという気持ちでおることは、御理解いただきたいと思います。しております。

○議長（市山 繁君） 中田議員。

○議員（19番 中田 恭一君） 苦しい答弁、ありがとうございました。

ぜひ、委員会に付託しますので、委員会でも慎重審議をお願いをいたしまして質問を終わります。

○議長（市山 繁君） ほかにありませんか。久保田議員。

○議員（1番 久保田恒憲君） 事情はよくわかります。もちろんこういう世の中ですから、ただ、他市も調べられてると思うんですけど、例えば対馬市はこういうふうになってるとか、平戸市はこういうふうになってるとか、そういうことをちゃんと調べられているのであれば、そういうことをしていただければ、私たちが、申し開きじゃないですけど、やはり同じように厳しい市、そういうところはこういうふう到我慢していただいていると、こういう世の中ですよという、一つの言い逃れって言われれば、言い逃れですけど、ある意味、時代の流れでこういうふうになってるという、そういう根拠もやはり細かに出していきたいと思っております。

以上です。

○議長（市山 繁君） 川原市民部長。

○市民部長（川原 裕喜君） ただいま久保田議員の質問にお答えをいたします。

今現在、13市8町の現状ということ申し上げますと、13市の中では、壱岐市のみが80歳以上の方に全員、敬老祝金を支給しているという、あと12市につきましては、先ほど言いましたように節目の支給をしていると、喜寿、米寿、白寿というような内容とか、いろんな形で節目の支給ということで支給をしている。そして、あと8町の内容で申しますと、小値賀町と佐々町が、2町が75歳とか80歳以上に敬老祝金を全員支給している。あとは全部、節目の支給をしているというような状況です。

それで、13市8町の全体でいいますと、13市8町の中で1市2町のみが、80歳以上とか75歳以上に全員、敬老祝金を支給している状況で、あとは節目支給というような状況でございます。

それと、敬老行事実施団体に対しまして、一人500円とか、1,000円とかというような状況を、ちょっとつけ加えて支給もしているところもあります。

以上でございます。

○議長（市山 繁君） 久保田議員。

○議員（1番 久保田恒憲君） ありがとうございます。そういうふうになりやすく、例えば長崎県13市8町の中で、壱岐市はこういうふうに、今まで手厚い福祉対策をしてきたけど、市のやむを得ない事情でこういうふうにやらざるを得なかったと、こういう持っていく方もひとつ考えていただければと思っております。

以上で、終わります。

○議長（市山 繁君） ほかにございませんか。町田正一議員。

○議員（7番 町田 正一君） 敬老祝金条例は、今日、これ提案されて、今日採決ちょうわけには、僕も正直言っていかなと思うんです。敬老祝金条例のほかになんか形で、小さな金額とか商品券等で支給されとる分も含めて、実は敬老祝金条例も、僕も、祝金ですから、基本的に祝金のあり方っていうのはどういうふうにすべきかということも含めて、これは一応、議案としては継続、この前議運でもあれしたんですけども、一応この議案については継続審査扱いとして、厚生常任委員会付託ということで、もう少し長期的な議論をしていただきたいと、私のほうからは提案したいと思います。

○議長（市山 繁君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） それでは、質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号壱岐市敬老祝金条例の一部改正については、会議規則第37条第1項の規定により厚生常任委員会へ付託をします。

以上で、予定された議事は終了いたしました。

この際お諮りいたします。1月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

_____ . _____ . _____

○議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさんでした。

午前10時52分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 市山 繁

署名議員 牧永 護

署名議員 中田 恭一